

亜硝酸態窒素に係る水質基準に関する省令等の一部を改正する省令について

平成 26 年 2 月 28 日付官報で、水質基準に関する省令等の一部を改正する省令(厚生労働省令第 15 号)が掲載されました。改正内容は、水道法と建築物衛生法に関わる水質基準項目等への亜硝酸態窒素の項目追加についてで、概要は下表の通りです。

項目追加対象		基準値	検査頻度
水道法	水質基準	0.04mg/L	1 回以上 / 3 ヶ月
	薬品基準	0.004mg/L	製品更新時等
	資機材材質基準	0.004mg/L	
	給水装置浸出基準(水栓・末端給水用具)	0.004mg/L	
	給水装置浸出基準(給水管・末端以外給水用具)	0.04mg/L	
建築物衛生法 水質基準		0.04mg/L	1 回 / 6 ヶ月

- 水道法水質基準:9 の項に単独項目として追加され、水質基準項目は全部で 51 項目に変更。
- 建築物衛生法水質基準:水道法水質基準への追加を受け、基準項目は全部で 28 項目に変更(井戸水使用の場合は 35 項目)。検査は省略できない為、6 ヶ月に 1 回分析が必要。
- 水道法薬品・資機材材質・給水装置浸出性能基準:単独項目として追加。資機材材質・給水装置浸出性能基準に関しては、現在設置済み若しくは、設置工事が行われているものについて、改正後の基準値に適合しないものについては、大規模の改造の時まで規定は適用されない。

当社は、水道GLPの認定取得をしております。水道法の水質検査は当社へご相談下さい。

資料 2014 年 2 月 28 日付 官報

生活環境箇所 貝森繁基

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書(第 2 回)」を公表 厚生労働省
2. 騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の施行状況(平成 24 年度) 環境省

清涼飲料水の規格基準改正について 厚生労働省

平成 26 年 1 月 29 日、厚生労働省にて薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会が開かれ、清涼飲料水等の規格基準の一部改正について審議が行われました。今回の分科会では、昨年 5 月に開催された食品規格部会の報告書内容についての審議がなされ、大きな変更無く了承されました。

変更内容の概要としては、現在、食品製造用水(飲用適の水)の基準項目である 26 項目の検査は、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)中の「清涼飲料水の製造基準」内で規定されていますが、「食品一般の製造、加工及び調理基準」内で規定するように改正が行われ、試験方法についても新たに通知で示される予定となっています。

また、清涼飲料水においては、ミネラルウォーター類を殺菌・除菌の有無で大別し、成分規格と製造基準の見直し・整理が行われています。これによりミネラルウォーター類(殺菌・除菌無)の化学物質等の成分規格では 14 項目に、ミネラルウォーター類(殺菌・除菌有)の化学物質等の成分規格では 39 項目に整理されました(1/29 開催資料より)。

その他、製造基準についても整理されており、今後手続きが終了次第、告示が改正される見通しとなっています。

当社は、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として、厚生労働大臣登録を受けています。ミネラルウォーターや水道水の水質検査については、当社へご相談下さい。

資料 2014 年 2 月 厚生労働省 HP

生活環境箇所 貝森繁基

3. RoHS 指令制限物質の見直しに関する最終報告書を公表
4. 建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議の報告書を公表 厚生労働省
5. 産業廃棄物処理施設の設置、処理業の許可等に関する状況(平成 23 年度)について 環境省
6. 「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集 環境省



“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成 24 年 9 月 4 日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたことになります。

お問い合わせはこちら

